

# ① マスクフィットテスト実施者養成研修

## 1 概要

特定化学物質障害予防規則が改正され、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業者に対して、年1回、呼吸用保護具（マスク）のフィットテストを実施することが義務付けられた（施行日は令和5年4月1日）。

フィットテストは、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施することが求められることから、フィットテストを実施する方々を養成するための「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）が示されており、本講習はそれに基づく養成研修。

2 日程 2023年3月20日（月）午前10時00分～午後16時30分

2023年5月27日（土）午前10時00分～午後16時30分

（令和5年度に4回程度開催予定）

3 定員 32名

4 対象者 フィットテスト実施者

5 内容 学科教育

フィットテストに関する知識 0.5時間

フィットテストの方法に関する知識 1.0時間

実技教育

フィットテストの準備方法 1.0時間

6 受講料 一般 1名 30,000 円

会員 1名 27,000 円

## ② 化学物質管理者研修

### 1 概要

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正され、自律的管理を基軸とする化学物質規制が導入される。令和 6 年 4 月からは化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要がある。

今回の改正で、①化学物質を製造する事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学物質管理者専門的講習」（2 日コース）を受講した者から選任することが義務付けられ、また、②化学物質を取り扱う事業場においては、「化学物質管理者専門的講習に準じた講習」（1 日コース）を受講した者から選任することが推奨されている。本講習ははそれに基づく養成研修。

### 2 化学物質を製造する事業場向け「化学物質管理者専門的講習」（2 日コース）

(1) 日程 令和 5 年 7 月 7 日（金）～8 日（土）午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

(2) 定員 68 名

(3) 対象者 化学物質を製造する事業場において化学物質管理者として選任される方

(4) 内 容 講義

化学物質の危険性又は有害性並びに表示等	2.5 時間
化学物質の危険性又は有害性の調査	3 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく 措置等その他必要な記録等	2 時間
化学物質を原因とする災害発生の対応	0.5 時間
関係法令	1 時間

実習

化学物質の危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づく措置等	3 時間	合計 12 時間
------------------------------------	------	----------

(5) 受講料 一般受講料：25,600 円 テキスト：1,980 円 (消費税を含む)

会員受講料：19,600 円 テキスト：1,980 円 (消費税を含む)

3 化学物質を取り扱う事業場向け「化学物質管理者研修」(1 日コース)

(1) 日 程 1 回目 令和 5 年 4 月 14 日 (金) 午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

2 回目 令和 5 年 4 月 28 日 (金) 午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

3 回目 令和 5 年 5 月 26 日 (金) 午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

4 回目 令和 5 年 6 月 9 日 (金) 午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

5 回目 令和 5 年 7 月 18 日 (火) 午前 9 時 20 分～午後 16 時 30 分

(2) 定 員 1 回につき 55～68 名

(3) 対象者 化学物質を取り扱う事業場において化学物質管理者として選任される方

(4) 内 容 講義

化学物質の危険性又は有害性並びに表示等	1.5 時間	
化学物質の危険性又は有害性の調査	2 時間	
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく 措置等その他必要な記録等	1.5 時間	
化学物質を原因とする災害発生の対応	0.5 時間	
関係法令	0.5 時間	合計 6 時間

(5) 受講料 一般受講料：14,800 円 テキスト：1,980 円 (消費税を含む)

会員受講料：12,800 円 テキスト：1,980 円 (消費税を含む)

### ③保護具着用管理責任者研修

1 概要

前記②の自律的管理を基軸とする化学物質規制の導入に伴い、令和 6 年 4 月からリスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場については、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択や適正な使用、保守管理などを管理させる必要がある。

本講習は労働者に保護具を使用させる事業場で選任が必要な保護具着用管理責任者を養成するための研修。

2 日 程 令和 5 年度第 1 四半期以降に実施予定

3 対象者 保護具を使用させる事業場で保護具着用管理責任者として選任される方

5 内 容 学科教育

保護具着用管理	0.5 時間	
保護具に関する知識	3 時間	
労働災害の防止に関する知識	1 時間	
関係法令	0.5 時間	
実技教育		
保護具の使用方法等	1 時間	合計 6 時間

## ④金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特化技能講習

### 1 概要（パブリックコメント）

労働安全衛生法第 14 条において、事業者は、労働安全衛生法施行令第 6 条に掲げる作業については、技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせることを義務付けている。

また、特定化学物質に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則第 27 条において、事業者は、令第 6 条第 18 号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（金属アーク溶接等作業）のみに従事する者となっており、これらの者は、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されているところである。

このため、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特化技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとし、特化則等について所要の改正を行うもの。

2 対象者 金属アーク溶接等作業主任者として選任される方

3 内 容 学科教育

健康障害及びその予防措置に関する知識 2 時間

作業環境の改善方法に関する知識 2 時間

保護具に関する知識 1 時間

関係法令 1 時間 合計 6 時間

4 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日

## ⑤工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設

1 概要(パブリックコメント)

事業者は、工作物の解体等の作業に係る石綿の使用の有無の事前調査について、記録の確認等による調査を行う場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める（資格者の要件は、別途厚生労働大臣告示で定める）ものに行わせなければならないものとする。

2 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日

## ⑥テールゲートリフターによる荷役作業の特別教育

### 1 概要

テールゲートリフターを操作して荷役作業を行う労働者に対する教育を充実させるため、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を労働安全衛生法第 59 条第 3 項の安全又は衛生のための特別教育が必要な業務として規定。

### 2 施行期日 令和 5 年 10 月 1 日